

代替オフサイトセンターの指定について

1. 代替オフサイトセンターに関する規定

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）は、原災法で内閣総理大臣が指定することとされており、その代替施設については内閣府令で次のように規定されている。

- (1) オフサイトセンターが使用できない場合に、これを代替できる施設が、原発から 30km 以上の距離に風向き異なる場所に複数存在すること。
- (2) オフサイトセンターと同等の機能等（通信、執務スペースなど）が確保できること。

2. 新たな指定手続き

代替オフサイトセンターを内閣府政策統括官（原子力防災担当）により指定する制度を創設

- (1) 指定にあたり政策統括官により関係機関に対する意見聴取を実施

関係機関：原子力規制庁長官、原子力事業者（中国電力）

発電所立地道府県知事（島根県）及び立地市町村長（松江市）

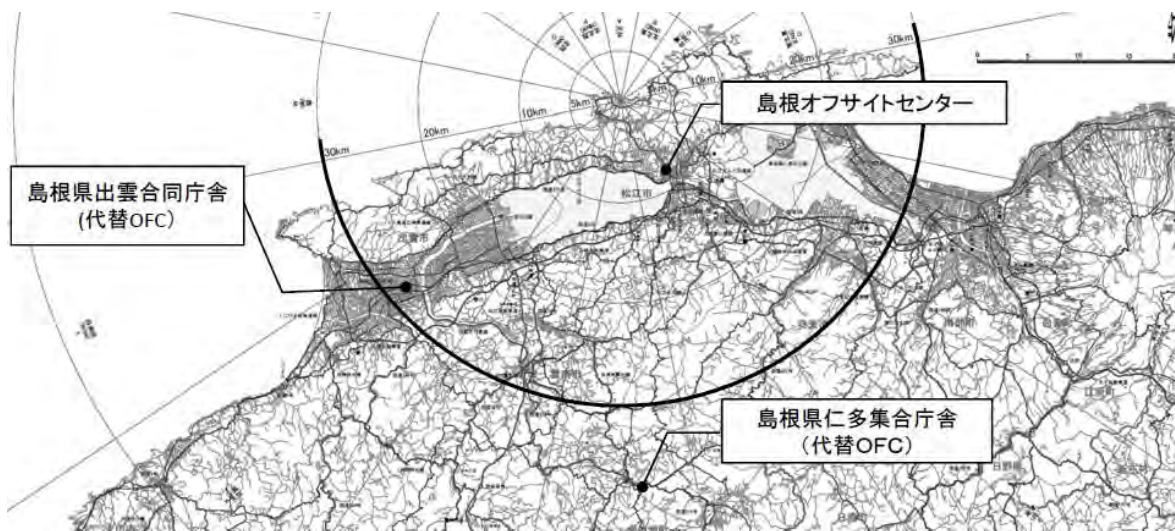
代替施設立地道府県知事（島根県）及び立地市町村長（出雲市、奥出雲町）

意見聴取にあたっては、当該施設が内閣府令に適合していることを証する書類を添付

- (2) 指定した際は、速やかにホームページに掲載し、意見聴取先に加え、周辺道府県知事（鳥取県）にも通知

3. 島根地域の対応

- (1) H24. 4. 15 に出雲合同庁舎を島根地域の代替オフサイトセンターとして選定する方向で決定・公表し放射線防護対策を実施。
- (2) 新たに仁多集合庁舎を2つ目の代替オフサイトセンターとして選定し、出雲合同庁舎と併せて代替オフサイトセンターの指定を受ける。（年度内に代替施設の指定及び公表）



平成 27 年度島根地域原子力防災協議会作業部会について

平成 28 年 3 月 25 日
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（地域防災・訓練担当）

○ 平成 27 年度に検討した事項と成果

- ・ 「島根地域の緊急時対応」の作成
 - 素案の取りまとめに向けて作業中
- ・ 原子力災害時における広域連携について
- ・ 避難行動要支援者の実態把握および避難方法の確保について
 - 調査結果を基に、要配慮者対策等について今後検討し、「緊急時対応」に反映
- ・ 避難退域時検査について
 - 島根県側も検査候補地が決定したため、「緊急時対応」に反映
- ・ 原子力災害時における業務継続計画等について
 - 島根県において原子力災害業務継続（県庁機能移転）計画を策定予定
- ・ 安定ヨウ素剤の事前配布および緊急配布について
 - 事前配布と緊急配布に備えた備蓄の状況を「緊急時対応」に反映
- ・ 病院・社会福祉施設の避難計画について
- ・ 学校等の避難計画について
- ・ 緊急時モニタリング実施要領について
 - 緊急時モニタリングの具体的な実施内容・方法を規定した実施要領を両県において作成
- ・ UPZ 外の防護措置について
- ・ 原子力災害医療体制の見直しについて
 - 指針改正を踏まえた体制を両県において整備予定
- ・ 物資の備蓄・供給について
- ・ 外国人・観光客への情報伝達について
- ・ 留置施設の防護措置の策定について

(参考)

回数	開催年月日	備考
第 2 回	H27. 4. 30 (木)	
第 3 回	H27. 7. 10 (金)	伊方地域（愛媛、山口）との合同作業部会として開催
第 4 回	H27. 7. 16 (木)	原子力規制庁も E R C から参加
第 5 回	H27. 9. 8 (火)	
第 6 回	H27. 10. 8 (木)	原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課長も参加
第 7 回	H27. 11. 10 (火)	
第 8 回	H27. 12. 15 (火)	
第 9 回	H28. 1. 26 (火)	
第 10 回	H28. 3. 25 (金)	

- 平成 28 年度においても、引き続き「島根地域の緊急時対応」の作成に向けて、作業部会において個別課題の検討等を進める。